

役員の報酬等支給規程

1. 目的

この規程は、社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（以下「センター」という。）役員の報酬等の支給について必要な事項を定めるものとする。

2. 役員の種類

この規程の役員とは、定款第15条に定める理事、監事をいい、勤務形態は以下のとおりとする。

- (1) 理事
常勤及び非常勤とする。
- (2) 監事
非常勤とする。

3. 役員給与及び報酬

(1) 常勤理事

次により給与を支給する。

年額 6,000,000円（上限額）とする。（所得税を含む）

給与の額（月額）：400,000円

特別手当の時期（6月・12月）：給与月額の1.5月分を支給

ただし、勤務事情又は本人が希望する場合には、減額又は支給しないことができる。

(2) 職員給与を受けている理事

支給しない。

(3) 非常勤理事

次により報酬を支給する。

理事会に出席した場合 11,140円（所得税を含む）

(4) 監事（非常勤）

次により報酬を支給する。

監事監査（4時間） 11,140円（所得税を含む）

（4時間を超える場合） 22,280円（所得税を含む）

理事会・評議員会に出席した場合 11,140円（所得税を含む）

ただし、（３）及び（４）の役員が希望する場合には、支給しないことができる。

4. 役員給与等の総額

役員給与等の総額は、年間10,000,000円を上限とする。
なお、職員給与を受けている理事の給与額については、この総額に含まれない。

5. 退職給与の支給

常勤理事については、以下により退職給与を支給する。

（支給要件）

常勤理事が1年以上在職し、次の各号の一つに該当する場合には、その者（死亡による場合は、その遺族）に支給する。

- （１）在職中、死亡した場合
- （２）疾病のため、辞職した場合
- （３）自己の都合により、円満退職した場合
- （４）法人の解散その他業務上の都合により、解雇された場合

（計算方法）

退職給与の額は、退職日における3の（１）の給与月額に在職年数を乗じて得た額とする。

なお、100円未満の端数が出た場合及び在職年数に1年未満の端数が出た場合の計算方法については、「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター職員退職給与規程（平成5年11月1日施行）」の取扱いに準じる。

6. 交通費の支給

非常勤の理事及び監事が理事会、評議員会、監事監査等に出席した場合には、交通費（実費）を支給する。

附 則 この規程は、平成29年6月28日から施行する。

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター役員の報酬等に関する規程（平成12年4月1日施行）は廃止する。